

「岐阜県国保運営方針」第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互の連携調整等に関する事項

- 県は、国民健康保険事業を安定的に運営していくため、県、市町村及び岐阜県国民健康保険団体連合会の協議の場として連携会議を設置します。
- 県は、当方針に関する事項について、必要に応じて連携会議を開催し、市町村等との情報共有及び意見調整等を図ります。

岐阜県国民健康保険連携会議

国民健康保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、情報の共有及び意見の調整を行う。

議長：岐阜県国民健康保険課長

構成員：県内全市町村の国保担当課長

岐阜県国民健康保険団体連合会事務局長

(計44名)

<開催実績>

平成30年5月28日【第1回】

- ・国保連携会議の進め方について

平成30年9月26日【第2回】

- ・平成30年度分納付金等の算定方針について
- ・激変緩和措置の実施方法について
- ・各作業部会からの中間報告及び提案

平成30年10月11日【第3回】

- ・激変緩和措置の実施方法について

平成31年1月(予定)

- ・平成31年度納付金算定結果について

作業部会

連携会議での議論を充実させるため、テーマごとに調査・検討し、連携会議に提案・報告。

<平成30年度検討テーマ>**【財政運営等作業部会】(16名)**

- ・医療費水準の平準化について
- ・保険料収納率の向上対策について
- ・保険者努力支援制度の取組みについて
- ・激変緩和措置と国保特会剰余金の活用方策について

【市町村事務効率化作業部会】(13名)

- ・被保険者証及び高齢受給者証の一体化について
- ・標準事務処理マニュアル(仮称)の作成について

<開催実績>

- 6月から1月までの期間、毎月1回程度開催
6月8日【第1回】、7月6日【第2回】、
8月9日【第3回】、9月6日【第4回】